

諮問日：令和元年7月11日（令和元年度（情）諮問第12号）

答申日：令和元年12月20日（令和元年度（情）答申第21号）

件名：福岡高等裁判所における特定の民事訴訟記録の現存の庁を示す一切の文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の民事訴訟記録の現存の庁を示す文書一切（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福岡高等裁判所長官が令和元年5月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

事件記録を特定してこれを確認しようとする開示の申出に対し、その対応を拒否することは、司法の判断を国民に知らせるための重要な機会を失わせることであり、司法の重要な業務を懈怠している。しかも、民事支援システム、ミントスを利用すれば、その事件がどのような経過をたどっているのか確認でき、その情報を開示すれば、事件記録の現存庁は示すことができるはずである。司法判断は公開の法廷で行われていて、判例集などによっても公開されるものだから、事件記録の現存について秘匿する理由は見当たらない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人が主張する方法（民事裁判事務支援システム上の電磁的記録の検

索)によっても、本件開示の申出に係る事件記録が福岡高等裁判所以外のどの庁に存在するかについては判明せず、また、その他本件開示申出文書に該当する文書は存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年7月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 審議
- ④ 同年11月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、苦情申出人の主張する方法によっても、本件開示の申出に係る事件記録が福岡高等裁判所以外のどの庁に現存するかについては判明しないとのことである。民事事件の訴訟記録は、民事訴訟規則の規定により、控訴、上告等の申立てや、差戻し、移送等の裁判により、当初の係属裁判所とは別の裁判所に送付されることがあるところ、裁判所の事件処理において、事件記録が当該庁に存在するかどうか、あるいは上記各事由により別の裁判所に送付されたかどうかなどについては把握しておく必要があるものの、係属していない事件記録の現存庁を把握する必要があるとまでは考え難いことからすれば、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、福岡高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、福岡高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、福岡高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人